

# 令和2年度政府予算編成 及び施策に関する要望

## 重点事項

令和元年7月2日

全国町村会

令和2年度政府予算編成及び各種政策の具体化に当たっては、特に下記事項について十分配慮するよう強く要望する。

## 記

### 1. 大規模震災・豪雨災害等からの復旧・復興と全国的な防災・減災対策の強化に関する事

#### (1) 東日本大震災からの復興対策への万全な措置

「復興・創生期間」においても、財政基盤の脆弱な被災町村が、復旧・復興の加速化に向けて、必要な事業を遅滞なく着実かつ円滑に推進できるよう、国は、新たな「基本方針」（平成31年3月8日閣議決定）に基づき、万全な財政措置を講じること。

また、復興・創生期間後も対応が必要な課題については、被災地の実情をしっかりと捉え、復興を支える仕組みの在り方について検討すること。

さらに、復興庁後継組織については、復興を成し遂げるため、被災町村の意見を十分踏まえ、必要な事業を確実に実施できるよう、政治の責任とリーダーシップを発揮し得る組織体制とすること。

#### (2) 原子力災害対策の徹底

東京電力福島第一原発事故の早期収束、避難住民の生活支援、損害賠償の迅速化、除染の徹底と放射能による汚染廃棄物の処理の加速化に努めるとともに、原発の安全規制・防災対策について万全を期すこと。

#### (3) 平成28年熊本地震からの復旧・復興対策

被災町村全てが一日も早い復旧・復興を果たせるよう、新たな補助制度の創設、補助率のかさ上げ、地方負担分に対する十分な財政措置など、中長期的な予算の確保を含め、東日本大震災も踏まえた特別の措置を講じること。

#### (4) 集中豪雨・地震等による大規模災害からの復旧・復興

平成29年7月九州北部豪雨、平成30年7月豪雨や平成30年北海道胆振東部地震等により被災した町村が早期に復旧・復興できるよう、国庫補助金や特別交付税を始めとした地方財政措置による十分な財政支援を講じるとともに、被災者の生活再建に向けた十分な支援を講じること。

さらに、近年、全国各地で甚大な被害をもたらす災害が頻発していることから、災害からの早急な復旧・復興のため、長期的な視点に立った恒久的財源としての「復旧・復興税（仮称）」の創設による基金の設置や「災害復旧国債（仮称）」の創設等、税財源の確保を検討すること。

(5) 全国の市町村から人的支援を行う「市町村職員の派遣スキーム」等による応援職員が十分に確保されるよう、特に不足している土木等の技術職を含め、職員の充実・養成を支援すること。

また、職員の派遣に当たっては、派遣元・派遣先自治体ともに財政負担が生じないよう万全の措置を講じること。

(6) 全国防災・減災事業への十分な財政措置

今後起こり得る大規模災害に対応するため、全国的な防災・減災事業が確実に実施できるよう、緊急防災・減災事業債の恒久化・拡充など十分な財政措置を講じること。

また、大規模停電や交通インフラの寸断等の発生は、住民の生活に多大な影響を及ぼすことから、連鎖的な被害が発生しないよう万全な対策を講じること。

(7) 国土強靱化に関する施策の推進

新たな国土強靱化基本計画及び計画に位置づけられた防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に基づき、事業を着実に実施できるよう、安定的かつ十分な財源を確保すること。

また、緊急対策終了後においても、国土強靱化のための恒久的な財源を確保すること。

## 2. 一億総活躍社会の実現に向けた地方創生の更なる推進に関すること

### [1] 地方創生の更なる推進

(1) 第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定に当たっては、地方の意見を十分に尊重するとともに、KPI（重要業績評価指標）については、町村が創意工夫を凝らして行った施策が適切に評価される仕組みを構築すること。

また、第2期の地方版総合戦略や地域再生計画の策定に当たっては、町村の事務負担が過度なものにならないよう必要な支援を行うこと。

(2) 町村が進める地方創生の取組の更なる推進に向け、制度的にも財政的にも十分な支援を行うこと。

(3) 地方創生推進交付金については、町村が総合戦略に基づいた目標達成のため、新たな発想や創意工夫を活かした事業に柔軟かつ積極的に取り組んでいけるよう、できる限り対象事業となる要件を緩和するなど、自由度の高い交付金とし、その規模も拡充すること。

また、地方創生関連補助金等についても、要件の緩和など弾力的な取り扱いを行うこと。

(4) 都市から地方への移住・交流の推進、多様な地域資源等を活用したイノベーションの推進、起業支援など、ヒト・モノ・カネ・情報の対流を促進し、地域内での経済循環が促進されるよう支援すること。

- (5) 都市・農村共生社会の実現を図るため、都市住民との連携や地域コミュニティの再生、子ども滞在型農山漁村体験教育の推進等に対する総合的な対策を拡充すること。  
また、「青少年自然体験活動等の推進に関する法律（案）」を早期に成立させること。
- (6) 移住や定住のみならず農山漁村地域に多様な関わりを持つ人々（関係人口）の拡大に向けた取組を支援し、田園回帰を一層促進すること。
- (7) 地域社会の維持及び地域経済の活性化に資する人材の確保を図るため、「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（案）」を早期に成立させること。
- (8) 情報化社会に次ぐ Society5.0（第5の社会）時代に向けた各種施策を進めるに当たっては、条件不利地域を抱える町村を含め、その活用が可能となるよう、5Gなどの利用環境や未来技術の整備を国が支援すること。
- (9) 東京一極集中の是正は、国土の災害対応力の強化、エネルギーの効率的利用等の観点からも重要な課題であることから、政府機能の移転、本社移転等、引き続き積極的に支援すること。
- (10) 地域と高等学校の連携・協働体制の一層の充実を図るため、両者をつなぐ専門的なスキルを持つコーディネーターの配置に係る制度の創設や財政支援を行うとともに、必要な能力を備えたコーディネーターの養成や育成を行うこと。  
また、「地域との協働による高等学校教育改革推進事業」を継続・拡充すること。

[2] 社会保障に係る必要財源の安定的確保

町村が取り組む社会保障の充実のための諸施策の推進に支障が生じることのないよう、必要な財源を安定的に確保すること。

[3] 子育て支援の充実

- (1) 幼児教育無償化の円滑な実施に当たっては、初年度経費・事務費・システム改修費を確実に国費で実施すること。
- (2) 幼児教育の無償化に係る財源については、2020年度以降の地方負担に必要な財源を一般財源総額の同水準ルールの外枠で全額措置し、国の責任において必要な財源を確実に確保すること。
- (3) 良好な保育の提供のため、保育士の養成や処遇改善の充実など、引き続き人材確保に取り組むこと。

- (4) 放課後児童健全育成事業を着実に推進するため、国において安定的な財源を確保するとともに、放課後児童支援員の確保等のため、処遇改善の補助の拡充や補助要件の緩和など対策の充実・強化を図ること。

#### [4] 介護サービスの基盤確保

「介護離職ゼロ」を達成するため、介護サービス基盤を整備するとともに、介護従事者の養成等、引き続き人材確保に取り組むこと。

### 3. 町村自治の確立に関すること

- (1) 国が制度の創設・拡充等を行うに当たっては、町村の行政需要の多寡や先行的な取組の有無等の実情を考慮せずに、新たな計画の策定や専任職員の配置等について全国一律に義務付けを求めることは避け、町村の裁量の確保に十分配慮すること。
- (2) 地方分権改革に関する「提案募集方式」については、可能な限り地方からの提案を実現すること。
- (3) 市町村合併は本来自的に行うべきものであり、強制しないこと。
- (4) 広域連携は本来自的に行うべきものであり、強制しないこと。  
また、圏域における行政体制のあり方については、町村の意見を十分に尊重すること。
- (5) 道州制は導入しないこと。

### 4. 地方税財政に関すること

- (1) 地方交付税等の一般財源総額確保  
町村が自主性・自立性を発揮し様々な施策を着実に実施していくためには、継続的に安定した自主財源の確保が必要なため、地方交付税率の引上げを含めた抜本的な見直しを行うこと。また、「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充・継続するなど、地方交付税等の一般財源の総額を確実に確保すること。  
なお、過去に大幅に縮減が行われた段階補正の復元については、一部に留まっているため、全額復元に取り組むこと。
- (2) 会計年度任用職員制度導入における期末手当等の支給に係る町村の財政負担について、十分な地方財政措置を講じること。
- (3) ゴルフ場利用税の堅持  
ゴルフ場利用税（交付金）は、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、地滑り対策等の災害防止対策、農薬・水質調査等の環境対策、消防・救急など所在町村特有の行政需要に対応しており、地域振興を図る上でも、不可欠な財源となっている。ゴルフ場利用税に代わる恒久的かつ安定的な財源はあり得ず、引き続き現行制度を堅持すること。

(4) 固定資産税の安定的確保

固定資産税は、収入の普遍性・安定性に富む、町村財政における基幹税目であることから、税収が安定的に確保できるようにすること。

特に、償却資産に係る固定資産税については、町村財政を支える安定した基幹税であることから、現行制度を堅持すること。なお、平成30年度において「生産性革命」の一環として減税の特例制度が創設されたが、国の経済対策等の手段として対象範囲の拡大などを行わないようにするとともに、本特例制度は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。

(5) 消費税率引上げの確実な実施

令和元年10月に予定されている消費税率10%への引上げについては、幼児教育の無償化を始め、その財源を活用した施策の実施が見込まれていることを踏まえ、持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化を両立するため、確実に行うこと。

**5. 介護保険制度及び国民健康保険に関すること**

(1) 介護保険の保険者機能強化のためのインセンティブの財源は、調整交付金等の現行の介護保険財源（公費50%、保険料50%）を活用せず、その外枠で確保すること。

(2) 今般の国保制度改革が実効ある改革となるよう、毎年3,400億円の公費投入を確実に実施するとともに、今後の医療費や保険料（税）の賦課、加入者の動向等を踏まえ、各自治体の実情に応じて財政支援を講じるなど、国保基盤の強化を図ること。

(3) 国民健康保険の普通調整交付金が担う自治体間の所得調整機能については、新制度施行後においても、引き続き堅持すること。

(4) 子どもへの医療費助成（地方単独事業）を行うことに対する国庫負担金及び普通調整交付金の減額調整措置については、早急に全廃すること。

また、子どもに係る均等割保険料（税）を軽減するための支援制度を創設すること。

(5) オンライン資格確認や保健医療データプラットフォームなど、データヘルスの推進に向けた新たな仕組みの導入に当たっては、システムの構築・運用・更改に係る経費について、国の責任において財政措置を講じること。

## 6. 教育施策等の推進に関すること

- (1) 地域住民の拠り所となっている小・中学校の消滅は、地域コミュニティの衰退を招き、地方創生にも逆行することから、少子化を理由として、強制的な学校の統廃合につながる機械的な教職員定数の削減は行わないこと。
- (2) ICTを効果的に活用した教育が推進できるよう、ICT環境の整備や維持に必要な財政措置を講じるとともに、外部人材の活用等人的支援体制の充実を図ること。
- (3) 公立小・中学校施設等について、耐震化や老朽化対策と併せ、空調設備の設置、トイレ改修、学校給食施設の整備等の町村が実施を計画している教育環境整備に係る事業について、実際の経費と交付額の乖離をなくし、計画的に実施できるよう、十分な予算額を確保すること。

## 7. 農林水産業に関すること

- (1) 日米物品貿易協定（TAG）に関する二国間協議においては、国内農林水産業に悪影響を及ぼすことがないよう毅然とした姿勢で臨むこと。  
また、生産現場の不安を払拭するため交渉過程の透明性を確保すること。
- (2) TPP11協定・日欧EPAにより影響を受ける農林漁業者が希望をもって経営に取り組めるよう、万全の措置を講じること。
- (3) 今後の農業・農村政策については、国と自治体の役割分担の明確化や政策を検討するための、農政に関する国と地方の協議の場を設けるとともに、田園回帰の促進をはじめ、各地域にとって最適な政策が実施できるよう、自治体の裁量を拡充する「農村価値創生交付金（仮称）」を創設すること。
- (4) 「食料・農業・農村基本計画」の見直しに当たっては、多様な地域の実態を重視し、農業・農村が多面的機能を維持・発揮できるよう、安定した政策を確立すること。
- (5) 鳥獣被害対策について、野生鳥獣による農作物等の被害が、町村だけでは解決が困難な「災害」のレベルまで達しているため、十分な予算を継続的に確保するとともに、関係省庁の連携の下、被害防止に係る抜本的な対策を講じること。
- (6) 森林・林業基本計画を着実に実施するとともに、新たな森林管理システムの円滑な運用により森林整備が推進されるよう、地域の実情に合わせた体制整備に資する国及び都道府県による支援の強化を図ること。

(7) 水産物の安定供給及び水産業の持続的な発展を実現するため、水産基本計画及び水産政策の改革に基づき、各施策を着実に実施すること。

(8) 農林水産公共予算については、所要額を確保すること。

## 8. 合区の早期解消に関すること

我が国が直面する急激な人口減少問題をはじめ、この国の在り方を考えていく上でも、多様な地方の意見が、国政の中でしっかりと反映される必要があり、都道府県ごとに集約された意思が参議院を通じて国政に届けられなくなることは非常に問題で、地方創生にも逆行するものである。

早急に合区を解消し、都道府県単位による代表が国政に参加できる選挙制度とすること。

## 9. 国土政策に関すること

### (1) 社会資本の整備等の推進

社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金については、更新を含めた建設、改築等が確実に実施できるよう、長期安定的に必要な財源を確保すること。

また、長期安定的に道路整備及び管理を推進することができるよう、新たな財源を創設すること。

さらに、橋梁・トンネルの修繕や点検に対しては、技術的支援の体制整備や必要な財政措置を講じること。

### (2) 地域交通の確保

中山間地域、過疎、離島等の条件不利地域において、それぞれの地域の特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保するため、さらに積極的な施策を講じること。

また、「小さな拠点」の形成等の施策との連携や多様な関係者の連携による交通基盤の構築に向けた取組を支援すること。

### (3) 所有者不明土地対策の推進

所有者不明土地は、今後一層増加することが見込まれることから、発生を予防する仕組や放棄された土地の管理責任の所在等について制度を構築し、その解消を促進すること。

また、土地は国家の主権に直接関わるものであることから、市町村や地域コミュニティ、民間等が取得・利用を希望しない土地については、国が管理を行うこと。

## 10. 新たな過疎法の制定に関すること

令和3年3月末日をもって期限切れとなる過疎地域自立促進特別法については、これまでの過疎地域の努力と役割を踏まえた振興が図られるよう、現行法に引き続き、総合的な過疎対策を推進するための新たな法律を制定すること。その際、過疎町村の意見を十分反映させること。